五九の八まで、四五九の一四から四五九の一六まで、四六〇の一から四六〇の三まで、四六一の二、四六二から四六四まで、四六六、四六七の一から四六七の九まで、四七三の一、字坂下五一六、五一九、五二〇の一、五二〇の二、五二六の一、字古城五四九、五五九、五六〇、五六一の一、五七二、五七七の一、五七七の四、五七七の五、字下河六〇二から六〇四まで、字肥六九三の一、字大丸七〇七の一から七〇七の六まで、七一一、七一一の二、七二七の一、七二七の二、七二七の八、字溝田七三三の一から七三三の一七まで、七三七の二から七三七の四まで、七四二の一から七四二の四まで、七四三の二、七四六の二、字ダラケ迫七五二、七五二の二、七五二の三、七五五、七五五の二、七五七、七五八、七六一の一、七六一の二、七六九の一から七六九の三まで、七六九の七、七六九の九から七六九の一六まで、七七二の一、字イラケ迫七七四、七七七、七七九、七八〇の二、七八〇の三、七八二、七八三、七八七、七九二、七九二の二、七九三の一、七九三の三から七九三の七まで、七九三の九から七九三の一二まで、七九七、七九八の二、七九八の三、八〇一、八〇二の一、八〇二の三、八〇九の一、字仏生田八一四、八一五の一、八一五の二、八一六、八一六の二、八三〇、八三〇の乙、八三二から八三四まで、八三七、八三九、八四一から八四九まで、八五四の二、八五五から八五七まで、八五八の一から八五八の六から八五八の九まで、字正ケ迫八五九の一から八五九の三まで、八五九の五、八六〇、八六二、八六五、八六六、八六七の二から八六七の四まで、八七一の二、八八六の二、字宇都口八九九の一から八九九の二六まで、八九九の四四まで、九〇四の一、九〇四の二、九〇五、九〇六の一から九〇六の四まで、九〇七、九〇八、九〇九の二、九〇九の三、九一〇から九一二まで、九一四、九二一の一から九二一の一四まで、字頭無九二三、九二四、九二九から九三一まで、九三二の一、九三二の二、九三三の五から九三三の一一まで、九三三の三、九三四から九三六まで、字切通九四七の二、九四七の五、九四九、九五〇の二、九五一、九五五の一、九五五の二、九六二、九六二の二、九六三から九六六まで、九七〇の一、九七〇の二、九七一の一から九七一の三まで、九七二、九七四、九七五、九七六の一、九七六の三から九七六の七まで、九七六の九から九七六の一一まで、九七六の一三、九七六の一四、九七六の一七から九七六の二〇まで、九七六の二二、九七六の二三、大字亀沢字黒山口一八三から一八九まで、一九八、一九九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百七十号

経済産業省
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年九月一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十一月二十八日

経済産業大臣	枝野　幸男
国土交通大臣	前田　武志
環境大臣	細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－994	タカキタ　SR1010	EDM－E3C G－V	株式会社タカキタ	三重県名張市夏見2828番地

○国土交通省告示第百七十一号

経済産業省
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年九月十五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十一月二十八日

経済産業大臣	枝野　幸男
国土交通大臣	前田　武志
環境大臣	細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－995	古河　HCR900－DS5	QSB6.7－3C	古河ロックドリル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目5番3号

○国土交通省告示第百七十二号

経済産業省
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年九月二十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十一月二十八日

経済産業大臣	枝野　幸男
国土交通大臣	前田　武志
環境大臣	細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－996	日立　CB450	6WG1XDHA	日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目5番1号

○国土交通省告示第百七十三号

経済産業省
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年九月二十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十一月二十八日

経済産業大臣	枝野　幸男
国土交通大臣	前田　武志
環境大臣	細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－997	竹内　TL240	KDP－4TN V98T	株式会社竹内製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城9347番地

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－993	サカイ　1ER12	SAA6D140 E－5－B	酒井重工業株式会社	東京都港区芝大門一丁目4番8号

○国土交通省告示第百六十九号

経済産業省
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年八月三十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十一月二十八日

経済産業大臣	枝野　幸男
国土交通大臣	前田　武志
環境大臣	細野　豪志